

令和 3 年度実地指導等方針等について

1 指導目的

伊賀市指定居宅介護支援事業者及び（介護予防）地域密着型サービス事業者、伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者（以下「介護保険サービス事業者等」という。）に対して、介護給付及び第 1 号事業費に係るサービスの質の確保と向上及び自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指すもの。

2 指導方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求に関する事項について、周知徹底する。

3 根拠法令等

- (1) 介護保険法第 23 条
- (2) 伊賀市介護サービス事業者等指導要綱

4 指導形態

(1) 実地指導

介護保険サービス事業者等の事業所において実施する。

なお、感染症対策を徹底し、事前に事業者へ実施の可否を伺ったうえで実施する。

※ 実地指導の際、著しい運営基準違反や利用者の生命等に危険がある場合、又は報酬請求に不正が確認された場合には監査に変更する。

(2) 集団指導

介護サービス事業所運営の適正化を図るため、感染症拡大防止の観点から集合型とオンラインを合わせたハイブリッド型の講習方法により実施する。

5 指導の重点項目

次の事項を実地指導の重点項目とする。

- (1) 虐待防止及び身体拘束廃止等人権の尊重の取組
- (2) 業務管理体制の整備状況
- (3) 感染症対策及び非常災害対策に関する取組